

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
告 示	
○土地改良区の役員の住所変更の届出……………	(農業施設管理課) 4
○土地改良事業計画の変更申請の適否の決定……………	(農業施設管理課) 4
○道営土地改良事業計画の決定……………	(農業施設管理課) 4
○道営土地改良事業変更計画の決定……………	(農業施設管理課) 4
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課) 4
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課) 5
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課) 5
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課) 5
○道路の区域の変更及び供用の開始……………	(維持管理防災課) 6
○道路の供用の開始……………	(維持管理防災課) 6
○土砂災害警戒区域の指定……………	(維持管理防災課) 6
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	(維持管理防災課) 6
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正……………	(調達課) 7
道人事委員会規則	
○職員の任用の方法及び手続に関する規則の一部を改正する規則……………	7
道労働委員会訓令	
○北海道労働委員会事務局事務取扱規程の一部を改正する訓令……………	7
告 示	
北海道告示第152号	
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、渡島平野土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があった。	
平成27年3月6日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
理事・監事の別氏名住所	変更前変更後
理 事 齋 藤 信 夫	北斗市追分89番地 北斗市追分5丁目8番33号

監 事 溝 井 矢 一	北斗市追分35番地の4	北斗市追分5丁目1番36号
北海道告示第153号		
土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、新篠津土地改良区を行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。		
その関係書類は、北海道石狩振興局に備え置いて、平成27年3月10日から20日間、一般の縦覧に供する。		
平成27年3月6日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
北海道告示第154号		
土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（桔梗高台地区（農業用排水施設、農道、区画整理））事業の土地改良事業計画を定めた。		
その関係書類は、北海道渡島総合振興局に備え置いて、平成27年3月10日から20日間、一般の縦覧に供する。		
平成27年3月6日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
北海道告示第155号		
土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（かなやま湖畔地区中山間地域総合整備（農業用道路、客土、暗渠排水、鳥獣侵入防止施設、農用地改良保全））事業の土地改良事業変更計画を定めた。		
その関係書類は、北海道上川総合振興局に備え置いて、平成27年3月10日から20日間、一般の縦覧に供する。		
平成27年3月6日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
北海道告示第156号		
森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。		
平成27年3月6日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
1 解除予定保安林の所在場所	小樽市新光町484・485（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）	

- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び小樽市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第157号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成27年3月6日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 古宇郡神恵内村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び神恵内村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第158号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成27年3月6日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 様似郡様似町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
様似町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 様似郡様似町（次の図に示す部分に限る。）

- の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林 滝川市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 4(1) 指定施業要件変更予定保安林 滝川市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに滝川市役所及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第159号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法

（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成27年3月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
- 2 保安林として指定された目的
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び日高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第160号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成27年3月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

1	道路の種類	道道			
2	路 線 名	北見白糠線			
3	道路の区域				
区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
足寄郡陸別町字陸別東3条3丁目1番1地先から		前	15.00mから	913.15m	—
同郡陸別町字陸別74番50地先まで			43.70mまで		
		前	18.50mから	920.00m	—
			84.58mまで		
		後	18.50mから	920.00m	—
			84.58mまで		

北海道告示第161号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成27年3月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 赤川函館線	函館市赤川町109番1地先から 同市赤川町99番1地先まで	平成27. 3. 6

北海道告示第162号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年3月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 土砂災害警戒区域の箇所番号
- 湯ノ沢川（湯の沢川）（Ⅰ－22－0520）
- 2 土砂災害警戒区域の表示
- 上磯郡知内町字小谷石（次の図のとおり）
- 3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第163号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年3月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
- 滝の澗川（滝の澗沢川）（Ⅱ－22－0530）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 上磯郡知内町字小谷石（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 知内小谷石(2) (Ⅰ－2－217－1255) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 上磯郡知内町字小谷石 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 知内小谷石 1 (Ⅰ－2－219－1257) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 上磯郡知内町字小谷石 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 知内小谷石(1) (Ⅱ－2－154－937) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 上磯郡知内町字小谷石 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 知内市街地(1) (Ⅱ－2－155－938) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 上磯郡知内町字小谷石 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり	(「次の図」は省略し、その図面を北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。) 北海道告示第164号 昭和53年北海道告示第3728号 (北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定) の一部を次のように改正し、平成27年 2 月20日から適用する。 平成27年 3 月 6 日 北海道知事 高 橋 はるみ 2 売りさばき人の項留萌信用金庫の事項中「同 沖見支店」を削る。
	道 人 事 委 員 会 規 則
	職員の任用の方法及び手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成27年 3 月 6 日 北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則 北海道人事委員会規則 6－47 職員の任用の方法及び手続に関する規則の一部を改正する規則 職員の任用の方法及び手続に関する規則 (北海道人事委員会規則 6－0) の一部を次のように改正する。 別表北海道行政職員採用試験の部企業における職務の経験など人事委員会が別に定める経験を有する者の項中「一般行政C」を「一般行政C 教育行政C」に改める。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。
	道 労 働 委 員 会 訓 令
	北海道労働委員会訓令第 1 号 北海道労働委員会事務局事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成27年 3 月 6 日 北海道労働委員会会長 成 田 教 子 北海道労働委員会事務局事務取扱規程の一部を改正する訓令 北海道労働委員会事務局事務取扱規程 (平成11年北海道地方労働委員会訓令第 1 号) の一部を次のように改正する。 第36条に次の 1 項を加える。

3 前項の保存期間は、30年、10年、5年、3年又は1年とする。ただし、法令等の規定により保存期間の定めのある文書については、当該法令等の定めるところによる。

第37条の次に次の1条を加える。

（保存期間の満了日の特例）

第37条の2 事案の処理が完結した日において業務に使用する期間を確定することが困難な文書については、保存期間の起算日に代えて、業務に使用する期間が確定することとなった事由の生じた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して第36条第2項の規定により定められた保存期間を経過する日に保存期間が満了するものとする。

第38条中「及び施行」を「、施行」に改め、「施行済みのもの」の次に「及び随時追記され又は更新される台帳、帳簿その他の文書」を加え、同条第3号を削り、同条第4号中「第2号」を「前号」に改め、同号を同条第3号とし、同条に次の1号を加える。

（4）台帳、帳簿その他の常時業務に使用する文書及び訴訟関係文書その他の数年にわたる事案に係る文書であって、会計年度又は暦年ごとに区分することが不適当なものは、前号の規定にかかわらず、一括すること。

第40条第4項中「文書館から」を「道民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する情報又は北海道の歴史、文化、学術、事件等に関する情報が記録された文書のうち、歴史資料として重要なものであって文書館から」に、「完結文書が」を「完結文書で」に改める。

第46条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

第48条の見出しを「（保存期間の延長等）」に改め、同条第3項中「保存を」を「保存期間を」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「保存を」を「保存期間を」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「第49条」を「次条」に、「引き続き保存する」を「その必要な限度において、一定の期間を定めて当該文書の保存期間を延長する」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

保存期間の満了した文書のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める期間が満了するまでの間保存期間を延長しなければならない。

- （1）現に監査、検査等の対象となっているもの 当該監査、検査等が終了するまでの間
 - （2）現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該訴訟が終結するまでの間
 - （3）現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの 当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して1年間
 - （4）北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）第10条第1項に規定する開示請求があったもの 当該開示請求に対する処分の決定の日の翌日から起算して1年間
- 第49条第4項を削る。

第51条に次の1項を加える。

3 保存期間が満了したマイクロフィルムに撮影済みの文書は、廃棄又は文書館への引渡し

をするものとする。ただし、第48条第1項又は第2項の規定によりその保存期間を延長するときは、この限りでない。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この訓令による改正後の北海道労働委員会事務局事務取扱規程（附則第5項において「改正後の規程」という。）第36条第3項及び第37条の2の規定は、この訓令の施行の日（次項において「施行日」という。）以後に処理が完結する事案に係る文書について適用する。
- 3 施行日前に処理が完結した事案に係る文書のうち、この訓令の施行の際現に保存中のものであって、保存期間が永年とされたもの（以下「永年保存文書」という。）は、当該永年保存文書の保存期間の起算日から起算して30年を経過する日（別に定める日があるときは、当該別に定める日）又は施行日のいずれか遅い日に保存期間が満了するものとする。ただし、法令等の規定により保存期間が永年とされたものについては、この限りでない。
（永年保存文書に係る保存期間の満了日の特例）
- 4 この訓令の施行の際現に保存期間の起算日から起算して30年を経過していない永年保存文書であって、事務局長が当該文書の保存期間の起算日から起算して30年を経過する日にその保存期間が満了するものとするのが適当でないと認めたものは、保存期間の起算日から起算して10年を超え、30年を超えない範囲内において事務局長が適当と認める期間を経過する日にその保存期間が満了するものとする。
（保存期間が満了したものとされる永年保存文書の廃棄及び文書館への引渡し）
- 5 附則第3項の規定により保存期間が満了したものとされる永年保存文書で、その保存期間の満了の日が平成28年3月31日以前の日であるものは、平成30年3月31日までに廃棄又は文書館への引渡しをしなければならない。ただし、改正後の規程第48条第1項又は第2項の規定によりその保存期間を延長するときは、この限りでない。

正 誤

○平成26年4月1日（第2568号）

北海道告示第246号（農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
12	右	28
誤	釧路郡釧路町大字昆布森字昆布森	
正	釧路郡釧路町大字昆布森村字昆布森	